（証券コード　1888）

WAKACHIKU

第200回
定時株主総会招集ご通知

日 時　平成28年６月29日（水曜日）午前10時

場 所　北九州市若松区浜町一丁目4番7号
当社本店　2階会議室

目 次

第200回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
（添付書類）	
事業報告	9
計算書類および連結計算書類	21
監査報告	27

若築建設株式会社

株 主 各 位

証券コード　1888
平成28年6月13日

北九州市若松区浜町一丁目4番7号
若築建設株式会社
代表取締役社長　**五百蔵　良平**

第200回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第200回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますのでお手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年6月28日（火曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	平成**28**年**6**月**29**日（水曜日）**午前10時**
2 場　　所	北九州市若松区浜町一丁目4番7号 **当社本店　2階会議室** （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	**報告事項**　1. 第200期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、計算書類報告の件 2. 第200期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 **決議事項** **第１号議案**　定款一部変更の件 **第２号議案**　取締役9名選任の件 **第３号議案**　監査役1名選任の件
4 インターネット開示に関する事項	以下の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。 ①計算書類の個別注記表 ②連結計算書類の連結注記表 従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（http://www.wakachiku.co.jp）

議決権行使等についてのご案内

期　限	平成28年６月28日（火曜日）午後６時まで

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です）

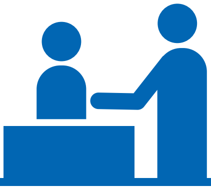

郵送で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
（上記の行使期限までに到着するようご返送ください）

議決権行使書のご記入方法

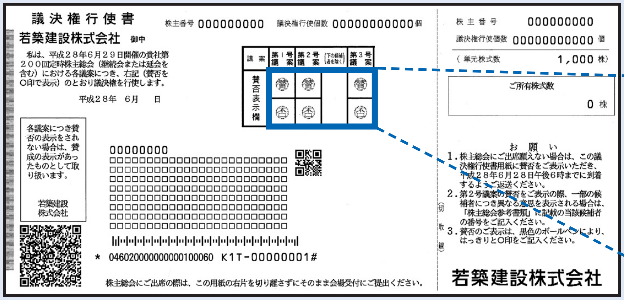

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

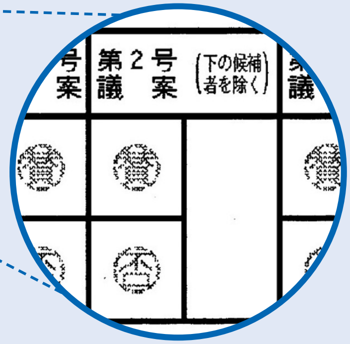

第２号議案について

全員賛成の場合→**賛**に○印
全員反対の場合→**否**に○印
一部候補者に反対の場合→**賛**に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄に記入

株主総会参考書類

第1号議案　定款一部変更の件

1．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行並びに社外取締役を招聘することに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

（1）会社法第427条第１項の規定に従い、業務を執行しない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款に変更案第25条（取締役の損害賠償責任の一部免除）の規定を新設し、現行定款第32条（損害賠償責任の一部免除）の一部を変更するものであります。

なお、変更案第25条（取締役の損害賠償責任の一部免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

（2）上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第4章　取締役および取締役会 第18条～第24条　（条文省略）	第4章　取締役および取締役会 第18条～第24条　（現行どおり）
（新　設）	（取締役の損害賠償責任の一部免除） 第25条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。
第25条　（条文省略）	第26条　（現行どおり）
第5章　監査役および監査役会 第26条～第31条　（条文省略）	第5章　監査役および監査役会 第27条～第32条　（現行どおり）
（損害賠償責任の一部免除） 第32条　当会社は、社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。	（監査役の損害賠償責任の一部免除） 第33条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。
第6章　計算 第33条～第37条　（条文省略）	第6章　計算 第34条～第38条　（現行どおり）

第2号議案　取締役9名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため3名（うち社外取締役2名）を増員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	五百蔵（いおろい）　良平（りょうへい） （昭和31年7月5日）	昭和54年　4月　当社入社 平成22年　4月　当社執行役員九州支店長 平成25年　4月　当社執行役員建設事業部門担当役員兼開発・不動産部長 平成25年　6月　当社取締役兼執行役員建設事業部門担当役員兼開発・不動産部長 平成26年　4月　当社取締役兼執行役員建設事業部門担当役員 平成26年　6月　当社取締役兼常務執行役員建設事業部門担当役員 平成27年　6月　当社代表取締役社長兼執行役員社長（現任）	75,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	坂本（さかもと）　靖（やすし） （昭和29年6月7日）	昭和53年　4月　当社入社 平成21年　5月　当社大阪支店長 平成21年　6月　当社執行役員大阪支店長 平成23年　4月　当社執行役員建設事業部門担当役員兼営業部長 平成24年　6月　当社取締役兼執行役員建設事業部門担当役員兼営業部長 平成25年　6月　当社取締役兼常務執行役員建設事業部門担当役員兼営業部長 平成26年　4月　当社取締役兼常務執行役員建設事業部門担当役員 平成27年　6月　当社代表取締役兼専務執行役員建設事業部門長兼安全環境部担当（現任）	49,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	海隅（かいすみ）　潤一郎（じゅんいちろう） （昭和28年9月4日）	昭和58年11月　当社入社 平成20年　4月　当社東北支店長 平成21年　6月　当社執行役員東北支店長 平成22年　4月　当社執行役員東京支店長 平成23年　6月　当社常務執行役員東京支店長 平成25年　6月　当社取締役兼常務執行役員東京支店長 平成27年　4月　当社取締役兼常務執行役員建設事業部門担当役員 平成27年　6月　当社取締役兼専務執行役員建設事業部門担当役員（現任）	51,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 新任	からすだ かつひこ 烏田　克彦 (昭和33年8月25日)	昭和58年　4月　当社入社 平成15年　4月　当社九州支店福岡営業所長 平成21年　3月　当社福岡支店長 平成25年　4月　当社九州支店長 平成25年　6月　当社執行役員九州支店長 平成27年　6月　当社常務執行役員本店長兼九州支店長（現任）	24,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 新任	いしい かずみ 石井　一己 (昭和34年11月8日)	昭和57年　4月　当社入社 平成14年　4月　当社北陸支店福井営業所長 平成19年10月　当社東京支店次長 平成25年　4月　当社名古屋支店長 平成25年　6月　当社執行役員名古屋支店長 平成28年　4月　当社執行役員東京支店長（現任）	21,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 再任	さとう しんいち 佐藤　信一 (昭和31年1月5日)	昭和54年　4月　当社入社 平成18年　4月　当社千葉支店次長兼工事部長 平成19年10月　当社東京支店次長兼土木部長 平成20年　5月　当社東京支店副支店長 平成25年　4月　当社建設事業部門土木部長 平成26年　6月　当社執行役員建設事業部門担当役員兼土木部長 平成27年　6月　当社取締役兼執行役員建設事業部門担当役員兼土木部長（現任）	22,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7 再任	なかむら まこと 中村　誠 (昭和35年11月10日)	昭和58年　4月　当社入社 平成19年　4月　当社総務部次長兼総務課長兼法務課長 平成24年　4月　当社管理部門総務人事部・部長 平成24年　7月　当社管理部門総務人事部・部長兼経営企画部・部長 平成26年　4月　当社経営企画部長 平成27年　6月　当社取締役兼執行役員経営企画部担当兼経営企画部長（現任）	24,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8 新任 社外	たなか　ゆうじ 田中　優次 (昭和23年2月26日)	昭和47年　4月　西部瓦斯株式会社入社 平成14年　6月　同社取締役 平成17年　6月　同社常務取締役 平成19年　6月　同社専務取締役 平成20年　4月　同社代表取締役社長 平成22年　6月　同社代表取締役社長　社長執行役員 平成23年　3月　鳥越製粉株式会社取締役（現任） 平成23年　6月　株式会社西日本シティ銀行監査役（現任） 平成25年　4月　西部瓦斯株式会社代表取締役会長（現任） 平成25年　6月　広島ガス株式会社監査役（現任） (重要な兼職の状況) 鳥越製粉株式会社取締役 株式会社西日本シティ銀行監査役 西部瓦斯株式会社代表取締役会長 広島ガス株式会社監査役	−

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9 新任 社外	あさくら　やすお 朝倉　康夫 (昭和31年11月18日)	昭和56年　4月　京都大学工学部助手 昭和63年　4月　愛媛大学工学部講師 平成　3年　3月　英国ロンドン大学客員研究員 平成　3年　4月　愛媛大学工学部助教授 平成10年　4月　同大学工学部教授 平成14年　4月　神戸大学大学院教授 平成23年　1月　東京工業大学大学院教授 平成28年　4月　同大学教授（現任）	−

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．田中優次氏および朝倉康夫氏は、社外取締役候補者であります。

３．田中優次氏および朝倉康夫氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

(1) 田中優次氏は、企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識ならびに複数の企業の社外役員としての知見を有されており、経営の監督機能・透明性向上のため、当社の経営全般に対し、客観的な立場から助言・提言を頂くことを目的に、社外取締役候補者とするものであります。

(2) 朝倉康夫氏は、弊社の経営に関連のある、交通工学・国土計画の分野における高度な学術知識と幅広い見識を有されており、経営の監督機能・透明性向上のため、当社の経営全般に対し、客観的な立場から助言・提言を頂くことを目的に、社外取締役候補者とするものであります。

４．田中優次氏が社外監査役を務める株式会社西日本シティ銀行において、同氏の在任中である平成25年6月に同行行員による顧客の預金着服などの不祥事件が発覚いたしました。同氏は、平素より法令等遵守態勢の確立のために監査役としての職務を適正に遂行しており、当該事実の発生後においては、取締役会などにおいて再発防止策が充分機能しているかを確認するなど適正にその職務を遂行しております。

５．田中優次氏および朝倉康夫氏が取締役に選任された場合、「第1号議案　定款一部変更の件」が原案通り承認可決されることを条件として、当社は両氏との間で、当社定款および会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。

６．田中優次氏および朝倉康夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案　監査役1名選任の件

監査役福岡徹生氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
新任 つくだ　としろう 佃　敏郎 (昭和32年11月4日)	昭和55年 4月　当社入社 平成15年 4月　当社人事部次長兼人事課長 平成17年 4月　当社人事部・部長兼人事課長 平成18年 4月　当社経営企画部長 平成24年 6月　当社執行役員管理部門総務人事部担当兼総務人事部長兼コンプライアンス室長（現任）	44,000株

（注）候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以　上

（添付書類）

事業報告 （平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

1 会社の現況に関する事項

（1）当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、個人消費の伸び悩みなど一部に弱さがみられたものの、政府の各種政策の効果により、企業収益や雇用・所得環境の改善傾向が続き、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

建設業界におきましては、公共投資は前年度に比べると減少に転じているものの、民間設備投資は企業収益の改善等を背景に増加基調となり、総じて堅調に推移いたしました。

このような状況の中、当社は業績の向上に努めてまいりました結果、受注高は前期比0.6％増の842億円となりました。その内訳は、海上土木47.9％、陸上土木25.9％、建築26.0％、開発事業等0.2％であります。

主な受注工事は次のとおりであります。

内閣府	那覇空港滑走路増設仮設堤築造工事
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	北陸新幹線、能美西任田高架橋
鈴木造船所・海洋技研合同会社	鈴木造船所・海洋技研合同会社　西浜工場新設工事
日本通運株式会社	日本通運㈱福岡支店　福岡警送事業所新拠点建設工事
佐伯バイオマスセンター株式会社	佐伯バイオマスセンター建設工事

売上高につきましては、完成工事高が前期比6.2％増の721億円で、不動産売上高11億円と開発事業等売上高1億円を加えまして、前期比6.4％増の734億円となりました。完成工事高の内訳は、海上土木50.7％、陸上土木23.6％、建築25.7％であります。

主な完成工事は次のとおりであります。

国土交通省	久慈港湾口地区防波堤（南堤）築造工事
宮城県	石巻漁港－7.0m桟橋（A工区）外災害復旧工事
株式会社ナベカヰ	二俣工場場内整備工事
防衛省	岩国飛行場（H23）宿舎（2工区）新設建築工事
東日本高速道路株式会社	東北自動車道　岩槻ＩＣ管理施設新築工事

この結果、次期繰越高は前期比18.2％増の778億円となりました。

損益につきましては、建設事業では、前期と同水準の工事利益となりました。不動産事業等では、保有する販売用不動産の評価損が前期より減少したことにより、前期を上回る利益となりました。その結果、営業利益は前期比7.4％増の22億円、経常利益は前期比9.1％増の21億円、当期純利益は19億円となりました。

財産の状況につきましては、主に長期借入金の返済により、有利子負債は前期比18.7％減の55億円、総資産は前期比4.1％増の615億円となりました。また、純資産につきましては、主に当期純利益により前期比9.1％増の217億円、自己資本比率は35.4％となりました。

（単位：百万円）

区分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	海上土木	35,546	40,376	36,611	39,310
	陸上土木	16,623	21,855	17,019	21,460
	建築	13,691	21,923	18,515	17,099
	計	65,861	84,155	72,146	77,870
不動産事業		−	−	1,146	−
開発事業等		12	128	135	5
合計		65,873	84,284	73,428	77,875

② 設備投資の状況

当期において実施いたしました当社の設備投資の総額は、997百万円であります。
その主なものは、工事の施工能力の維持拡大を目的とした研究施設の建設費であります。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特に記載すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

		第197期（平成24年度）	第198期（平成25年度）	第199期（平成26年度）	第200期（当期）（平成27年度）
受注高	(百万円)	61,435	77,507	83,775	84,284
売上高	(百万円)	62,548	68,097	69,001	73,428
当期純利益	(百万円)	526	1,600	2,084	1,939
1株当たり当期純利益	(円)	4.27	12.68	16.09	14.97
総資産	(百万円)	53,336	60,004	59,192	61,598
純資産	(百万円)	15,044	17,432	19,986	21,795

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社は該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

当社は重要な子会社はありません。

③ 重要な関連会社の状況

当社は重要な関連会社はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国経済は、雇用・所得環境の改善傾向が継続し、緩やかな回復へ向かうことが期待されますが、中国を始めとするアジア新興国の景気下振れ、欧州・中東情勢など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響等に留意が必要な状況となっています。

建設業界におきましては、公共投資は緩やかな減少を継続するものの、関連予算の早期執行による下支えが発現していくことが期待され、民間設備投資は、企業収益を背景に堅調に推移することが見込まれます。

このような事業環境のもと、官庁土木を中核とし、民間、海外事業の強化によるバランスのとれた事業を展開することを中長期的な方向性とし、平成27年度を初年度とする中期経営計画（平成27年度－平成29年度）を策定し取組んでおります。

本計画の概要は以下のとおりであります。

<中期経営計画（平成27年度－平成29年度）>
○基本方針
・土木事業を中核とし、建築事業の収益力の強化、海外事業の収益基盤の確立により経営の安定化を図る
○基本戦略
1. 土木事業の競争力・収益力の更なる強化
2. 建築事業の収益力の強化
3. 海外事業の収益基盤の確立
4. 財務体質の強化と機動的な資金調達
○重点施策
1. 現場主義の徹底
　機能的な組織による現場管理体制、営業力の強化
2. 利益重視の徹底
　採算を確保した受注
3. 優秀な人材の確保・育成
　人員確保の多様化、女性・高齢者の活用、個のレベルアップを図る教育
4. 技術力の強化
　競争力のある技術開発、技術研究所の拡充、将来を見据えた設備投資の検討

本計画は、持続的な成長を通じ、「更なる事業基盤の強化」を図る3ヶ年と位置づけ、計画達成に向け全社一丸となって取組むことにより更なる企業価値向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

当社は、建設業法により特定建設業者（（特－26）第3650号）として国土交通大臣許可を受け、海上土木、陸上土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（（14）第456号）として国土交通大臣免許を受け、不動産の売買、賃貸ならびにこれらに関連する事業を行っております。

（6）主要な営業所（平成28年3月31日現在）

本店	北九州市若松区浜町一丁目4番7号	
東京本社	東京都目黒区下目黒二丁目23番18号	
支店	東北支店（仙台市）	千葉支店（千葉市）
	東京支店（東京都）	横浜支店（横浜市）
	北陸支店（新潟市）	名古屋支店（名古屋市）
	大阪支店（大阪市）	中国支店（広島市）
	四国支店（高松市）	九州支店（北九州市）
	福岡支店（福岡市）	

（7）使用人の状況（平成28年3月31日現在）

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
642（117）名	＋13（＋3）名	43.8歳	19.4年

（注）使用人数は就業員数（当社から当社外への出向者を除いております。）であり、臨時従業者数については、（　）内に外数で記載しております。

（8）主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
三井住友信託銀行株式会社	1,707
株式会社三井住友銀行	1,449
株式会社千葉銀行	830
株式会社福岡銀行	382
株式会社北九州銀行	291

（9）その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

① 発行可能株式総数　240,000,000株

② 発行済株式の総数　129,649,939株

③ 株主数　12,666名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
若築建設協力会社持株会	6,667	5.15
三井住友信託銀行株式会社	5,276	4.07
株式会社三井住友銀行	3,150	2.43
株式会社千葉銀行	2,922	2.26
公益財団法人石橋奨学会	2,060	1.59
若築建設従業員持株会	1,838	1.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,636	1.26
三井生命保険株式会社	1,600	1.24
三井住友海上火災保険株式会社	1,550	1.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,520	1.17

（注）持株比率は自己株式（97,197株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	五百蔵　良平	
代表取締役	坂本　靖	建設事業部門長兼安全環境部担当
取締役	海隅　潤一郎	建設事業部門担当役員
取締役	佐藤　信一	建設事業部門担当役員兼土木部長
取締役	堺澤　弘幸	東京支店長
取締役	中村　誠	経営企画部担当兼経営企画部長
常勤監査役	福岡　徹生	
常勤監査役	片岡　健	
監査役	小池　哲也	ちばぎんリース株式会社代表取締役社長

（注）1．監査役のうち片岡健および小池哲也の両氏は、社外監査役であります。
　　　2．当社は監査役片岡健氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員（名）	支給額（百万円）
取締役 （うち社外取締役）	9 （－）	122 （－）
監査役 （うち社外監査役）	3 （2）	27 （16）

（注）1．上記には、平成27年6月26日開催の第199回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名を含んでおります。
　　　2．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、当期における使用人分給与はありません。
　　　3．取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第190回定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
　　　4．監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第190回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。
　　　5．当社は平成18年6月29日開催の第190回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。
　　　　これに基づき、上記の支給額のほか、当事業年度中に退任した取締役1名に対し1百万円の役員退職慰労金を支給しております。

③ 社外役員に関する事項

イ．社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は従来、当社事業の現場に精通した社内出身者である取締役を中心に、当社事業の特性をふまえた意思決定を迅速に取締役会で行うことを重視しており、社外取締役の選任には至っておりませんでした。

しかしながら、社外取締役選任の有効性に関する近時の議論をふまえ、さらなる経営の監督強化を図ることを目的として、平成28年6月29日開催予定の第200回定時株主総会に社外取締役2名を含む取締役選任議案を上程する予定であります。

ロ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役小池哲也氏は、ちばぎんリース株式会社の代表取締役社長であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

平成27年度の取締役会には、監査役片岡健氏および監査役小池哲也氏は10回中全て出席し、疑問点等を明らかにするため、適宜質問し意見を述べております。

平成27年度の監査役会には、監査役片岡健氏および監査役小池哲也氏は11回中全て出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の審議・協議等を行っております。

また、各監査役とも、専門的見地から経営全般について疑問点を明らかにするため、適宜質問し意見を述べております。

ニ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

5 会計監査人に関する事項

① 名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、担当役員、社内関係部署および会計監査人からの資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討し、協議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 会社の体制および方針

（1）業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容および当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

業務の執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性のある内部統制システムの維持・更新と法令遵守体制の維持に努める。

企業行動規範、企業倫理規程等の各種規程を定めるとともに、必要に応じて各担当部署において指針・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての報告体制については、内部通報規程に基づき運用するものとする。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を遮断するため、不当要求等については外部機関と連携し毅然とした態度で適切かつ組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書保存規程、情報管理規程等の規程に従い、保存媒体に応じて適切に保存および管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理委員会を設置するとともに、リスク管理および法令遵守の徹底の担当部署を置き、リスク管理規程に基づいてリスクが顕在化することを防止するとともに、リスクの軽減を図る。

また、大規模自然災害に備え、社員の安全確保・事業活動の継続・社会貢献を基本方針として防災規程に基づき対策の強化・推進を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則月1回開催し、法令および定款に定められた事項ならびに経営に関する重要事項について審議・決定を行うとともに、必要に応じて臨時に取締役会を開催することにより、迅速かつ適切な意思決定に努めるものとする。

業務執行については、業務分掌規程、職制規程等に則り、それぞれの決裁権限および責任、手続きの詳細について定める。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関連会社規程に基づき、業務執行報告会議等を開催し経営管理を行うものとする。

また、企業集団においても、当社の企業倫理規程、リスク管理規程に基づき指導を行う。

さらに、内部監査担当部署は、必要に応じて業務監査を実施し、その結果を取締役、監査役へ報告する。また、企業集団各社においても内部統制システムの維持・向上を推進し、取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

⑥ 監査役の職務の執行を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合においては、その要請に応じ、監査役と協議のうえ職務を補助すべき使用人を任命することとする。また、その異動や人事評価については監査役の意見を徴しこれを尊重するものとする。

監査役は、必要に応じ、その職務を補助すべき使用人へ調査および情報収集に関する権限を付与することができるものとする。

⑦ 当社およびその子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査担当部署の担当役員または使用人は、監査役に対し定期的に内部監査の実施状況を報告する。また、監査役は必要に応じて随時報告を要請することができる。

当社および子会社は、内部通報規程の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

当社および子会社の取締役および使用人は、当社および子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に随時報告するものとする。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。

監査役へ報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

監査役が職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、監査役の職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに前払い費用等を支払う。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、必要な内部統制体制を整備・運用する。

⑨ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制の整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討しております。その上で、必要に応じて社内の諸規定及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

　また、監査役は、監査役監査の他、社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。さらに、内部監査担当部署は必要に応じて企業集団各社の内部監査を実施し、内部統制の有効性の評価を行っております。

（2）株式会社の支配に関する基本方針

　当社は現在、買収防衛策を導入しておりません。どのような取り組みをすることが、当社にとって適切であるかにつき、今後十分な検討を行ってまいります。

（3）剰余金の配当等の決定に関する方針

　当社の利益配当につきましては、将来に備え企業体質の強化を図るとともに、会社を取り巻く環境を勘案しつつ長期安定的な配当を継続することを基本方針としております。

　当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を当社定款に定めており、当期の期末配当につきましては、業績及び今後の事業環境等を総合的に勘案しまして、平成28年5月25日の取締役会決議に基づき、1株当たり3円とさせていただきます。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**48,540**
現金預金	11,779
受取手形	200
完成工事未収入金	24,959
不動産事業等未収入金	11
販売用不動産	5,087
未成工事支出金	1,023
不動産事業等支出金	1
繰延税金資産	712
未収入金	1,791
立替金	2,614
その他	375
貸倒引当金	△17
固定資産	**13,058**
有形固定資産	**8,435**
建物	988
構築物	96
機械装置	405
船舶	1,513
車両運搬具	119
工具器具・備品	168
土地	5,031
リース資産	68
建設仮勘定	44
無形固定資産	**89**
借地権	1
その他	88
投資その他の資産	**4,533**
投資有価証券	2,086
関係会社株式	75
長期貸付金	2
関係会社長期貸付金	2,668
破産債権、更生債権等	562
長期前払費用	14
長期保証金	359
その他	151
貸倒引当金	△1,387
資産合計	**61,598**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**30,580**
支払手形	11,641
工事未払金	9,513
不動産事業等未払金	130
短期借入金	510
リース債務	30
未払金	230
未払消費税	75
未払法人税等	130
未成工事受入金等	4,050
預り金	3,548
賞与引当金	409
完成工事補償引当金	56
工事損失引当金	202
その他	48
固定負債	**9,222**
長期借入金	5,043
リース債務	51
繰延税金負債	151
再評価に係る繰延税金負債	629
退職給付引当金	3,314
その他	31
負債合計	**39,802**
純資産の部	
株主資本	**20,057**
資本金	**11,374**
資本剰余金	**2,907**
資本準備金	**2,843**
その他資本剰余金	**63**
利益剰余金	**5,786**
その他利益剰余金	**5,786**
自己株式	**△10**
評価・換算差額等	**1,738**
その他有価証券評価差額金	**343**
土地再評価差額金	**1,394**
純資産合計	**21,795**
負債純資産合計	**61,598**

損益計算書（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		
完成工事高	72,146	
不動産事業等売上高	1,282	73,428
売上原価		
完成工事原価	65,538	
不動産事業等売上原価	1,165	
販売用不動産評価損	17	66,721
売上総利益		
完成工事総利益	6,607	
不動産事業等総利益	99	6,707
販売費及び一般管理費		**4,459**
営業利益		2,247
営業外収益		
受取利息	65	
受取配当金	29	
保険配当金	23	
貸倒引当金戻入益	28	
その他	32	178
営業外費用		
支払利息	182	
シンジケートローン手数料	41	
為替差損	64	
その他	30	319
経常利益		2,107
特別利益		
固定資産売却益	0	
災害損失引当金戻入益	32	
その他	0	32
特別損失		
固定資産売却損	17	
固定資産除却損	20	
減損損失	9	
その他	5	52
税引前当期純利益		**2,087**
法人税、住民税及び事業税	**161**	
法人税等調整額	**△14**	**147**
当期純利益		**1,939**

株主資本等変動計算書 （平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成27年４月１日　残高	11,374	2,843	63	2,907	4,680	4,680	△10	18,951
当事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△388	△388		△388
当期純利益					1,939	1,939		1,939
自己株式の取得							△0	△0
土地再評価差額金の取り崩し					△444	△444		△444
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）								
当事業年度中の変動額合計	−	−	−	−	1,106	1,106	△0	1,106
平成28年３月31日　残高	11,374	2,843	63	2,907	5,786	5,786	△10	20,057

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年４月１日　残高	272	762	1,035	19,986
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△388
当期純利益				1,939
自己株式の取得				△0
土地再評価差額金の取り崩し				△444
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	70	631	702	702
当事業年度中の変動額合計	70	631	702	1,808
平成28年３月31日　残高	343	1,394	1,738	21,795

連結計算書類

連結貸借対照表（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**52,067**
現金預金	13,034
受取手形・完成工事未収入金等	25,858
販売用不動産	5,370
未成工事支出金	1,312
不動産事業等支出金	422
繰延税金資産	1,282
立替金	2,618
その他	2,189
貸倒引当金	△20
固定資産	**12,175**
有形固定資産	**9,133**
建物・構築物	3,323
機械・運搬具・工具器具備品	4,624
船舶	6,101
土地	5,215
リース資産	139
建設仮勘定	48
減価償却累計額	△10,319
無形固定資産	**97**
投資その他の資産	**2,944**
投資有価証券	2,136
繰延税金資産	9
その他	1,443
貸倒引当金	△645
資産合計	**64,243**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**32,268**
支払手形・工事未払金等	21,835
社債	40
短期借入金	598
リース債務	30
未払法人税等	157
未成工事受入金等	4,930
賞与引当金	440
完成工事補償引当金	58
工事損失引当金	202
その他	3,974
固定負債	**10,913**
長期借入金	5,125
リース債務	51
繰延税金負債	151
再評価に係る繰延税金負債	629
退職給付に係る負債	4,851
その他	104
負債合計	**43,182**
純資産の部	
株主資本	**20,183**
資本金	**11,374**
資本剰余金	**2,924**
利益剰余金	**5,895**
自己株式	**△10**
その他の包括利益累計額	**234**
その他有価証券評価差額金	**343**
土地再評価差額金	**1,394**
退職給付に係る調整累計額	**△1,504**
非支配株主持分	**643**
純資産合計	**21,060**
負債純資産合計	**64,243**

連結損益計算書 （平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		
完成工事高	74,141	
不動産事業等売上高	2,801	76,942
売上原価		
完成工事原価	67,257	
不動産事業等売上原価	2,328	
販売用不動産評価損	17	69,603
売上総利益		
完成工事総利益	6,884	
不動産事業等総利益	455	7,339
販売費及び一般管理費		**4,753**
営業利益		2,586
営業外収益		
受取利息	17	
受取配当金	27	
保険配当金	23	
貸倒引当金戻入益	24	
その他	37	129
営業外費用		
支払利息	186	
為替差損	64	
シンジケートローン手数料	41	
その他	32	324
経常利益		2,391
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	0	
災害損失引当金戻入益	32	32
特別損失		
固定資産売却損	17	
固定資産除却損	21	
減損損失	9	
その他	5	54
税金等調整前当期純利益		**2,369**
法人税、住民税及び事業税	**250**	
法人税等調整額	**2**	**252**
当期純利益		**2,117**
非支配株主に帰属する当期純利益		**90**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,026**

連結株主資本等変動計算書（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年４月１日　残高	11,374	2,924	4,702	△10	18,990
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△388		△388
親会社株主に帰属する当期純利益			2,026		2,026
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取り崩し			△444		△444
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,193	△0	1,193
平成28年３月31日　残高	11,374	2,924	5,895	△10	20,183

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成27年４月１日　残高	272	762	△922	113	553	19,657
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△388
親会社株主に帰属する当期純利益						2,026
自己株式の取得						△0
土地再評価差額金の取り崩し						△444
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	70	631	△582	120	89	210
連結会計年度中の変動額合計	70	631	△582	120	89	1,403
平成28年３月31日　残高	343	1,394	△1,504	234	643	21,060

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

若築建設株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　文　倉　辰　永　㊞
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　大　津　大次郎　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、若築建設株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第200期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

若築建設株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	文　倉　辰　永 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	大　津　大次郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、若築建設株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、若築建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第200期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

若築建設株式会社　監査役会

常勤監査役　**福岡徹生** ㊞

常勤監査役（社外監査役）　**片岡　健** ㊞

監査役（社外監査役）　**小池哲也** ㊞

以　上

MEMO

定時株主総会会場ご案内図

会場	北九州市若松区浜町一丁目4番7号 当社本店 2階会議室 電話（093）761－1331（代表）
交通	JR筑豊本線…………若 松 駅 徒歩15分→ 会　場 JR鹿児島本線………戸 畑 駅 徒歩5分→ 戸畑渡場 船3分→ 若松渡場 若松渡場 徒歩2分→ 会　場

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。